

第2節 民間建築物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限 3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請 4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請 5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	公民協働推進室 産業振興室 都市政策室 建築・開発指導室 建築住宅室 都市整備室 土木維持管理室 文化遺産活用課 消防本部 和泉警察署

第1 計画の方針

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第2 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第3 危険物等施設（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質施設（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質取扱事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（教育委員会）を經由して府（教育委員会）に報告する。

市（教育委員会）は、府（教育委員会）と協議の上、自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講ずるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言を行う。

市の指定文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 2-20 市内指定文化財一覧
